

(基準)

「小田原市戦後 80 年事業」への認定について

1 目的

先の大戦から 80 年が経過し、戦争体験世代が少なくなる中、節目の年であるこの機を捉え戦争の悲惨さ、いのちの大切さを学び平和を創るという視点で、ひとりでも多くの市民に平和について考えていただくため、小田原市が行う事業に加え、民間団体等の事業を合わせたものを、「小田原市戦後 80 年事業」として位置付け、官民連携し平和施策を推進する。

2 認定基準

(1) 事業趣旨

戦後 80 年を機に行う平和事業で、平和の推進、戦争の回避、核兵器の廃絶、人権の尊重に加え、平和を創るといった平和実現のための理念に沿ったものであること。

(2) 実施主体

非営利団体（NPO 法人、市民団体等）、教育機関、その他信頼性のある団体が主催するものであること。

(3) 内容及び実施方法

講演、パネル展示等のイベントで、市民や地域社会に有益であり、広く参加が可能なものであること。

(4) その他

- ア 事前に、小田原市名義後援の承認手続に関する要綱により名義後援申請をすること。
- イ 認定にあたり、名義後援承認書の写しを提出すること。
- ウ 認定後、「小田原市戦後 80 年認定事業」の名称をタイトル等へ使用することに努めること。

3 認定に伴う協力内容

(1) 令和 7 年 5 月 9 日までに認定をされた事業

令和 7 年 7 月の広報おだわらに、小田原市が行う戦後 80 年事業特集とともに、認定事業として掲載する。

その他、小田原市の行う事業とともに、市ホームページ、タウン誌への掲載等のメディアの情報発信を行う。

(2) 令和 7 年 5 月 10 日以降に認定をされた事業

小田原市の行う事業とともに、市ホームページに掲載をする。

(基準)

※「小田原市戦後 80 年事業」の認定に伴う市の人的支援や費用面等の支援は行わない。

4 申請方法

「戦後 80 年事業認定申請書」を、次の書類を添えて総務課に提出する。

なお、申請を審査し承認した場合は、「小田原市戦後 80 年事業」認定書が送られる。

(1) 添付書類

ア 名義後援承認書

(2) 提出方法

ア 郵送 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地 総務課行

イ 持参 小田原市役所 4階 赤通路 総務課

ウ メール somu@city.odawara.kanagawa.jp宛